

記載例

表面

令和 〇5 年分収支内訳書（一般用）

（あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して申告書に添付してください。）

（令和五年分以降適用）

令和 6 年 3 月 4 日

〔営業等〕又は〔雑（業務）のいすれかを選択してください。〕 **営業等雑（業務）** （自 〇1 月 〇1 日 至 〇2 月 〇3 日）

科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
売上(収入)金額 ①	5297595	経費計 (11-19までの計+17)	1338728
入金額		専従者控除前の所得金額 (30-18)	1977067
家事消費 ②	19800	専従者控除 ⑳	860000
その他の収入 ③		所得金額 (19-20)	1117067
計 (1+2+3) ④	5297595		
期首商品(製品)棚卸高 ⑤	849000		
仕入金額(製品製造原価) ⑥	2110800		
小計(5+6) ⑦	2959800		
期末商品(製品)棚卸高 ⑧	978000		
差引原価(7-8) ⑨	1981800		
差引金額(4-9) ⑩	3315795		
給料賃金 ⑪			
外注工賃 ⑫			
減価償却費 ⑬	457688		
貸倒金 ⑭			
地代家賃 ⑮	144000		
利子割引料 ⑯	81900		
租税公課 ㉑	123500		
荷造運賃 ㉒	21350		
水道光熱費 ㉓	12300		

裏面の「仕入金額の合計⑥の金額を転記します。」

裏面の「減価償却費の計算」の合計⑬の金額を転記します。

○給料賃金の内訳

氏名(年齢)	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
(歳)				
(歳)				
(歳)				
その他(人分)				
計	延べ従事月数			

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○事業専従者の氏名等 ※

氏名(年齢)	続柄	従事月数
宇都宮 花子 (53 歳)	妻	12 月
(歳)		
(歳)		
延べ従事月数		1 2

左記㉑の「専従者控除」がある場合に記入します。事業専従者とは、年間6か月を超えて専らその事業に従事している、生計を一にする18歳以上の親族であることが条件です。※事業専従者とした親族は、「扶養控除」の対象者とするはできませんのでご注意ください。

※雑所得の金額の計算において、事業専従者控除を受けることはできません

5.12 (一般)

○必要経費の科目の具体例

科目	具体例
給料賃金 ⑪	・従業員に支払う給料、賃金など ※ 生計を一にする親族に支払った金額は、原則として、必要経費には算入できません。
外注工賃 ⑫	・外部の業者に業務委託などで仕事を発注して支払った下請工賃、加工賃、手間賃など
減価償却費 ⑬	・事業用の建物、機械、車両、器具備品等の固定資産の耐用年数(利用可能期間)に応じ、一定の割合で減価償却費を算出し必要経費に計上する費用 ※ 使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価格が10万円未満であるものについては、減価償却を行わずにその取得価格相当額を一括して必要経費に算入します。 ※ 固定資産のうち、土地、土地の上に存する権利、電話加入権、販売目的のもの、建設中のもの、時間の経過により価値が減少しない美術品等は減価償却の対象になりません。
貸倒金 ⑭	・売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失や販売商品の返戻・値引きによる収入の減少など
地代家賃 ⑮	・店舗、工場、倉庫等の事業用の土地や建物の賃料
利子割引料 ⑯	・事業用資金の借入金に対する支払利子や受取手形の割引料など
租税公課 ㉑	・業務に関連して納付すべきこととなった固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税、事業税、事業所税などの税金や商工会議所や同業者組合、商店会などの各種の会費や組合費など ※ 所得税、住民税、相続税、国民健康保険税、国民年金保険料、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
荷造運賃 ㉒	・販売商品の荷造りにかかった包装材料費、荷造りに係る賃金、運賃 ※ 販売商品の引取運賃は商品の取得価格に算入します。
水道光熱費 ㉓	・事業用として消費した水道料、電気料、ガス代、灯油代など
旅費交通費 ㉔	・販売や集金などの事業用にかかった電車代、バス代、タクシー代、宿泊代など
通信費 ㉕	・事業用として使用した電話料、はがき・切手代など
広告宣伝費 ㉖	・テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、チラシなどの広告作成・配布に係る費用 ・名入りマッチ、カレンダー、タオルなどの購入費用や福引券の費用、ショーウィンドウの陳列装飾のための費用など
接待交際費 ㉗	・取引先等の接待費用や贈答品の購入費用など ※ 取引先、支出額、接待の理由を考慮し、事業の遂行上必要と認められる場合に限り、必要経費に算入することができます。
損害保険料 ㉘	・事業用の火災保険料、自動車保険料など
修繕費 ㉙	・事業用資産の家屋、自動車、機械、器具備品などの修繕費用 ※ 修繕により資産の価値が増加したり、耐用年数(利用可能期間)が延長したりする場合は、その支出の効果は翌年以降にも及ぶため資本的支出となることから、減価償却の方法により必要経費に算入します。
消耗品費 ㉚	・包装紙などの包装材料、文具具などの事務用品、ガソリンなどの購入費用 ・工具、器具、備品などのうち、使用可能期間が1年未満のものや取得価格が10万円未満のものでその年に使用したもの
福利厚生費 ㉛	・従業員の慰安、保健、修養などのために支払う費用 ・事業主が負担すべき従業員の健康保険、労災保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険などの保険料や退職金共済制度に基づく掛金など
雑費 ㉜	・事業用の支出で他の経費に当てはまらないもの

